

## 企画提案書等の作成に係る留意事項

## 1 提出書類

参加表明書を提出した者は、次の書類を作成し、企画提案提出書（様式 5）に添付し、提出すること。

## 2 記載上の留意事項

(1) 用紙サイズは、原則として A 4 版で作成し、文字のサイズについては、10.5 ポイント以上、上下左右に 20mm 以上の余白を設けるものとする。

(2) 用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計算法によるものとする。

## 3 内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実績 (様式 6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去 5 年間（平成 29～令和 3 年度）の放課後児童健全育成事業の業務実績を記載すること。</li> <li>・指定様式により記載すること。（枚数制限なし）</li> <li>・提出部数：8 部</li> </ul>
契約書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記業務実績を証明するもの（契約書写し、履行証明書等）を添付すること。（基本的に「契約件名」及び「契約者が本プロポーザル参加事業者であること」が判断できる紙面のみで構わない）</li> <li>・提出部数：1 部</li> </ul>
企画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画内容については、下記の項目について必ず網羅した上で、貴社の体制におけるアピールポイント等を記載すること。</li> <li>・用紙サイズは A 4 版とし、片面を 1 ページとし、50 ページ以内とすること。</li> <li>(1) 支援員等の人材確保、研修計画及び地元雇用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な運営を行うにあたっての人材確保について</li> <li>・支援員等の研修計画について</li> <li>・支援員等の地元雇用について</li> <li>・児童が増加した場合の職員確保について</li> </ul> </li> <li>(2) 児童の育成支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健全な育成支援に関して</li> <li>・障害や特別な支援を必要とする児童の援助方策について</li> <li>・保護者・学校との連携や信頼関係の構築について</li> <li>・保護者や児童からの苦情要望への対応について</li> </ul> </li> </ul>

	<p>(3) 安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の事故防止及び衛生管理の取り組みについて</li> <li>・ 災害や不審者の侵入等非常時に備えた安全確保策について</li> </ul> <p>(4) 独自提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童クラブ運営業務への独自提案について</li> </ul> <p>(5) コスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費削減等の取組について</li> </ul> <p>・ 提出部数： 8 部</p>
見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の点に留意すること。</li> </ul> <p>(1) 地方税及び地方消費税を含まない額で記載すること。</p> <p>(2) 年度ごとに記入し、人件費、間接経費及び管理費等の内訳を明記すること。</p> <p>(3) 別紙「放課後児童クラブ運営業務に係る委託料積算基準」により見積もること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 4 版 1 ページとし、提案者の記名押印の上、提出すること。</li> <li>・ 本業務に係る消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項に該当するため、非課税であるものとして取り扱う。</li> </ul> <p>・ 提出部数： 1 部</p>

## 放課後児童クラブ運営業務に係る委託料積算基準

## 1 支援員人件費について

## (1) 開設日

クラブは、次に掲げる日を除き開設する。なお、土曜日は、次に掲げるイ及びウの日を除き、あらかじめ市が指定する特定の1クラブで拠点開設する。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日

ウ 8月13日から同月17日までの日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、台風、大雪等による気象警報の発令時、地震発生時、小学校の運動会及び日曜授業参観の振替日など、これを変更する場合がある。

なお、開設日数は概ね295日/年度（平日203日、夏休み25日、春・冬休み16日、予備日3日、土曜日48日）とする。

## (2) 開設時間

①平日 4時間30分（14:00～18:30）

時間単価×4.5H×開設日数×支援員数

②土曜日・春休み・冬休み 10時間30分（8:00～18:30）

時間単価×10.5H×開設日数×支援員数

③夏休み 11時間（7:30～18:30）

時間単価×11H×開設日数×支援員数

（各施設必要支援員配置数・利用児童数見込み）

クラブ名	必要 配置数	利用児童数見込（年度）		
		R 4	R 5	R 6
石動放課後児童クラブ（石動小学校内）	4	59	59	59
おおたに放課後児童クラブ（大谷小学校内）	4	52	53	56
おおたに第2放課後児童クラブ（同上）	3	40	40	34
おおたに第3放課後児童クラブ（同上）	2	35	34	26
かんだ放課後児童クラブ（蟹谷小学校内）	4	52	52	49
つぎわ放課後児童クラブ（津沢小学校内）	2	27	29	27
とうぶ放課後児童クラブ（東部小学校内）	2	32	30	30
土曜日	2	30	30	29
加配（※）	3			
計（土曜を除く）	24	297	297	281

※…障害児等の入所状況により変動するため、毎年度、甲乙協議の上決定する。

## 2 支援員の法定福利費

保険年金、介護保険、労災保険、雇用保険、福利厚生費は必要な金額を積算すること。

### 3 消耗品、食料費

消耗品は平日 600 円/人・月、土曜日 40 円/人・月として積算すること。

食料費はおやつ代として、平日 60 円/人・回、土曜及び長期休暇 60 円/人・回×2として積算すること。

### 4 管理費

本部事業所の管理経費、クラブ巡回費用等を積算すること。